

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	香美市定額減税補足給付金(調整給付)の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

香美市は、定額減税補足給付金(調整給付)の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるための十分な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

香美市長

公表日

令和8年3月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	香美市定額減税補足給付金(調整給付)の支給に関する事務
②事務の概要	香美市定額減税補足給付金(調整給付)を支給するために、公的受取口座の確認をする際に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定により、特定個人情報を取り扱う。 (1)令和6年度香美市定額減税補足給付金(調整給付):調整給付金(当初給付分)令和6年9月18日終了 (2)令和7年度香美市定額減税補足給付金(不足額給付):調整給付金(不足額給付分)令和7年12月10日終了
③システムの名称	住民票システム、個人住民税システム、番号連携サーバ、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
香美市定額減税補足給付金(調整給付)公金受取口座抽出ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表135の項、番号法別表主務省令第74条、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	香美市総務課 高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号 Tel 0887-53-3112
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	香美市税務課 高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号 Tel 0887-52-9292

9. 規則第9条第2項の適用 [○]適用した	
適用した理由	経済事情の急激な変動による影響を緩和するために支給されるものであり、可能な限り迅速かつ正確に支給を行うことが期待されていることから、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となるため。

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年11月10日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年11月10日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務手続きを進める際にトリプルチェックを行い、複数人で確認することにより人為的ミスが発生しないように対策を講じている。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	香美市定額減税補足給付金(調整給付)を支給するために、公的受取口座の確認をする際に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という)の規定により、特定個人情報を取り扱う。	香美市定額減税補足給付金(調整給付)を支給するために、公的受取口座の確認をする際に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定により、特定個人情報を取り扱う。 (1) 令和6年度香美市定額減税補足給付金(調整給付): 調整給付金(当初給付分)令和6年9月18日終了 (2) 令和7年度香美市定額減税補足給付金(不足額給付): 調整給付金(不足額給付分)令和7年12月10日終了	事後	追記修正
令和7年12月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項別表135、番号法別表第一主務省令第74条、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条	番号法第9条第1項別表135の項、番号法別表主務省令第74条、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条	事後	
令和7年12月25日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和6年8月26日 時点	令和7年11月10日 時点	事後	見直しによる修正
令和7年12月25日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年8月26日 時点	令和7年11月10日 時点	事後	見直しによる修正
令和8年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①税務収納課 ②税務収納課長	①税務課 ②税務課長	事前	機構改革による修正であり、重要な変更には該当しない。
令和8年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	香美市役所 総務課 高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号 Tel 0887-53-3112	香美市総務課 高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号 Tel 0887-53-3112	事前	重要な変更には該当しない。
令和8年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	香美市役所 税務収納課 市民税班 高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号 Tel 0887-52-9292	香美市税務課 高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号 Tel 0887-52-9292	事前	機構改革による修正であり、重要な変更には該当しない。